

漂着ごみ対策総合検討業務 実施要項（案）

平成 26 年●月

環境省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
2. 実施期間に関する事項	4
3. 入札参加資格に関する事項	5
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	5
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	6
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	8
7. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	8
8. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	12
9. 対象公共サービスの評価(第7条第8項に規定する評価)に関する事項	12
10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	13

別紙1 … 仕様書

別紙2 … 漂着ごみ対策総合検討業務アンケート

別紙3 … 提案書類

別紙4 … 評価項目一覧表

別紙5 … 従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙6 … 環境省組織図

漂着ごみ対策総合検討業務 民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、環境省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された漂着ごみ対策総合検討業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

（1）本業務の目的

平成21年7月15日に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が施行された。漂着ごみ対策を適切に進めしていくには、現在我が国の海岸に存在するごみの現存量・分布を把握する必要がある。また、今後必要な発生源対策の検討、海域における海洋ごみの状態を把握するためには、漂着ごみの詳細な内訳を把握することが重要である。

このため、本業務は、漂着ごみの全国的なごみの現存量・分布、漂着ごみの詳細な内訳等を把握するため、地方公共団体、既存の民間団体が行った調査結果等を活用するとともに、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において独自に漂着ごみのモニタリングを行うことにより地理的・経年的な漂着ごみの状況把握を行うことを目的とする。

また、微細化したプラスチック等の漂着ごみが海洋環境に与える影響の把握・整理についても行うこととする。

更に、これまで実施してきた原因究明事業の結果等を踏まえて、より効果的な発生抑制対策を促進するため、全国の優良事例の情報収集・整理を行うとともに、独自に聞き取り調査を行うことにより、発生抑制対策等に係る最新の情報及びその動向を把握する。

（2）本業務の概要

- 漂着ごみに係る調査

我が国の海岸に存在する漂着ごみの現存量の算出、地理的分布についての把握や、我が国の海岸7カ所程度での漂着ごみに係る調査等。

- 原因究明・発生抑制対策に係る調査

愛知県田原市における漂着ごみに関する発生抑制対策に関する会議の開催等

- 漂着ごみ等生態系影響把握調査

我が国海岸7カ所程度で得られた海水・底泥・生物の分析及び漂着ごみに付着する有害物質の抽出と分析。

- 検討会の開催
東京都内での漂着ごみ対策総合検討会の開催（2回程度）及び報告書の作成等。
- 成果物の提出等
上記業務に関する報告書、業務概要等の提出等。

詳細は仕様書（別紙1）の通り。

（3）確保されるべき対象公共サービスの質及び水準

本業務の実施に当たり、サービスの質を確保するために、民間事業者が達成すべき目標（必要な水準）は以下の通りとする。ただし、事業者の責に帰するべき事由によらずに目標を達成できない場合はこの限りではない。

①検討会の開催について

事項	測定方法	必要な水準
開催場所が適切だったか	検討会参加者へのアンケート（別紙2－1）	肯定的回答の「適切だった」が75%以上
開催日時、時間帯が適切だったか	同上	肯定的回答の「適切だった」が75%以上
本検討会の司会進行が円滑に行われていたか	同上	肯定的回答の「円滑に行われていた」が75%以上

②成果物について

事項	測定方法	必要な水準
本事業の各調査の結果が、今後の業務の参考になったか	全沿海都道府県39県へのアンケート（別紙2－2）	「大変参考になった」「参考になった」の肯定的回答が75%以上

（4）契約の形態及び支払

- ① 契約の形態は、請負契約とする。
- ② 民間事業者が1.（2）に掲げる業務を完了したときは、環境省は当該業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負契約に基づき民間事業者が実施する本業務の経費として、あらかじめ請負契約により約定された業務の請負報酬の額を民間事業者の請求に基づき、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、平成26年9月24日から平成27年3月20日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、契約担当官が 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関する不正の行為をしたとき
- (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき
- (3) 平成 25・26・27 年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査研究」において、開札時までに「A」、「B」又は「C」等級に格付されている者であること。
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (6) 環境省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 入札説明会に参加した者であること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

- (1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

入札公告：	平成 26 年 7 月中旬頃
入札説明会：	平成 26 年 7 月下旬頃
質問期限：	平成 26 年 7 月下旬頃
入札書類提出期限：	平成 26 年 8 月中旬頃

プレゼンテーション： 平成 26 年 8 月中旬頃
企画提案書の審査等： 平成 26 年 8 月中旬頃
開札及び落札予定者の決定： 平成 26 年 8 月下旬頃
落札者の決定： 平成 26 年 9 月中旬頃
契約締結： 平成 26 年 9 月中

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 提案書類（別紙 3）

総合評価のための業務の具体的な方法及びその質の確保等に関する書類

② 入札書

入札金額（契約期間内のすべての本業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類

③ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

④ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成 25・26・27 年度における環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」について A、B 又は C 等級に格付され、競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

⑥ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

(3) 開札に当たっての留意事項

① 開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

② 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

③ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

④ 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

⑤ 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施

する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、提案書による評価（技術評価）と入札価格に対する評価（価格評価）を総合した評価による方式（総合評価方式）によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は「評価項目一覧表」（別紙4）のとおりであり、その評価は環境省に設置する外部有識者を含む技術審査会において行うものとする。

（1）落札者を決定するための評価基準

① 技術評価点（合計200点）

技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査：基礎点）、また、効果的なものであるか（加点項目審査：加点）について行い、基礎点と加点の合計点を技術評価点とする。

（ア）必須項目審査（基礎点：50点）

「評価項目一覧表」（別紙4）の必須項目について審査を行い、そのすべてを満たしている提案には基礎点50点を与え、その1つでも満たしていない場合は失格とする。

（イ）加点項目審査（加点：150点）

「評価項目一覧表」（別紙4）の項目のうち加点の対象とされている項目について審査を行い、効果的な取組となっている項目について、同表の基準により加点を付与する。

② 入札価格点（点数100点）

入札価格に対する評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、価格点の配分は100点とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

（2）落札者の決定

- ① 上記3. の入札参加資格及び上記5. (1) ①アの必須項目をすべて満たし、入札参加者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札参加者の申込みに係る上記5. (1) ②の入札価格に対する得点と、5. (1) ①の技術等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値（総合評価点）の最も高い者をもって落札者とする。
- ② 落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。
- ③ 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ⑤ 環境省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額等について公表するものとする。

- ⑥ 再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事業がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、環境省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙5の通り。

7. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

（1）実績及び状況報告

本業務が適正に履行されていることを確認するため、民間事業者は、本業務の完了後に別紙1の記載のとおり報告書を提出するとともに、下記①及び②の報告を環境省に行うものとする。また、別途、環境省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

- ① 民間事業者は請負事業に関して、環境省に寄せられたクレームや問い合わせについて、環境省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。
- ② 民間事業者は当該業務に係る不意の事故等については、迅速に対応すると同時に速やかに環境省に報告しなければならない。
- ③ 本業務に係る検査は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて、契約書及び仕様書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

（2）調査

環境省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本業務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする環境省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

（3）指示

環境省は、本業務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

（4）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止又は廃止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止又は廃止しようとするときは、あらか

じめ、環境省の承認を受けなければならない。

② 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

③ 再委託の取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならぬ。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)により、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。また、再委託先については、民間事業者と同等の義務を負わせるものとする。

④ 談合等の不正行為に係る違約金等

(ア) 民間事業者は、本業務に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として環境省が指定する期日までに支払わなければならぬ。

a 民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

b 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「民間事業者等」という。）に対して行われたときは、民間事業者等に対する命令で確定したものいい、民間事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

c 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

d 民間事業者（民間事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは独占禁止法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(イ) 前項の規定は、環境省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、環境省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(ウ) 民間事業者は、本契約に関して、上記（ア）の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を環境省に提出しなければならない。

⑤ 債権債務の譲渡の禁止

民間事業者は、本業務の実施により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を環境省の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってこの限りではない。

⑥ 秘密の保持

民間事業者は、本業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、環境省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 知り得た際、既に公知となっている事項

(イ) 知り得た後、民間事業者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項

(ウ) 知り得た時点で、既に民間事業者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項

⑦ 個人情報の取扱い

(ア) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

(イ) 民間事業者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に環境省の承認を受けた場合は、この限りではない。

a 環境省から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

b 環境省から預託を受けた個人情報を本業務の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

(ウ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(エ) 環境省は、必要があると認めるときは、職員又は環境省の指定する者に民間事業者の事務所及びその他の業務実施場所等において、環境省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、民間事業者に対して必要な指示をすることができる。

(オ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報を本業務の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに環境省に返還しなければならない。ただし、環境省が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(カ) 民間事業者は、環境省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、環境省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(キ) 上記（ア）及び（イ）の規定については、本業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

⑧ 属性要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 民間事業者の責に帰する事由により、民間事業者がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

(イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑨ 行為要件に基づく契約解除

環境省は、民間事業者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

⑩ 下請負契約等に関する契約解除

(ア) 民間事業者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに民間事業者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が⑨又は⑩の解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下再受任者等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

(イ) 環境省は、民間事業者が、再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

⑪ 契約解除時の取扱い

(ア) 環境省は、上記⑨から⑪の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(イ) 民間事業者は、環境省が上記⑨から⑪の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として環境省が指定する期間内に支払わなければならない。

(ウ) 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、環境省は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

⑫ 契約内容の変更

環境省及び民間事業者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃、その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務の実施が不適当と認められる場合は、協議の上、法第21条の手続を経て契約の内容を変更することができるものとする。

(13) 業務の引継ぎ

(ア) 民間事業者は、契約期間前において環境省から確実に必要かつ十分な業務の引継ぎ等を行うこと。

(イ) 当該引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担とする。

(ウ) 環境省は、業務の引継ぎ等が円滑に実施されるよう必要な協力をを行うものとする。

(14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と環境省が協議するものとする。

8. 民間事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に
関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害
の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 環境省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

9. 対象公共サービスの評価（第 7 条第 8 項に規定する評価）に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

環境省は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 27 年 6 月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 27 年 3 月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法及び調査項目

環境省は、民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、全沿海都道府県に対し、報告書を送付するとともに漂着ごみ対策総合検討業務アンケート（別紙 2）によるアンケート調査を実施する。

(3) 意見聴取

環境省は、本業務の実施状況の調査を行うに当たり、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出

環境省は、平成 27 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告

環境省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 環境省の監督体制

本業務に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者を命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

(3) 主な民間事業者の責務等

- ① 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 条）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は環境省を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

漂着ごみ対策総合検討業務仕様書

1. 業務の目的

実施要項1. (1) のとおり。

2. 業務の内容

A. 漂着ごみに係る調査

(1) 我が国の海岸に存在する漂着ごみの現存量等を把握するための調査

環境省、地方公共団体、民間団体等が実施した既存の海岸清掃活動の結果等を活用し、平成25年度における我が国の海岸に存在する漂着ごみの現存量の算出並びに地理的分布について把握する。その際、「平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務」(以下「平成25年度業務」という。)の報告書の考え方や結果、課題等を踏まえて、調査を行う。なお、当該報告書は環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室にて閲覧可能である。

ア 市町村並びに都道府県毎の原単位、現存量及び組成の算出のための情報収集

市町村並びに都道府県毎の原単位(漂着ごみの単位距離又は面積あたりの量)、現存量及び組成を算出するため、全国の海岸清掃活動に関する情報を収集し、とりまとめる。(清掃実績のない市町村の原単位は、隣接又は同一地域に属する市町村の原単位を採用する。)

なお、海岸清掃活動等に関する情報の収集にあたっては、最低限、下記のデータを収集することとするが、下記D. 記載の検討会の意見も踏まえ、可能な限り広い範囲の情報を収集する。

- ①海岸漂着物地域対策推進事業(海岸漂着物等に係る問題を解決するための取組を支援するため、都道府県に基金を造成することを目的とする環境省の事業)による海岸漂着物等の海岸清掃活動実績
- ②上記①以外の都道府県及び市町村が実施又は把握している清掃活動の結果
- ③港湾管理者が把握している港湾区域での清掃活動の結果
- ④民間団体による清掃活動(例えばインターネット等に公表されている清掃活動の結果及び一般社団法人J E A Nが集計している国際海岸クリーンアップの結果等)

なお、上記①については、環境省担当官より情報提供を実施する。また、②③④については、アンケート調査や文献調査等により、請負者の責任の下、情報の収集を行う。

また、例えば、海岸漂着物地域対策推進事業で行った清掃活動であって（上記①に該当）、かつ民間団体等が実施した清掃活動でもある（上記④に該当）といったデータの重複の可能性が考えられることから、このような重複が発生しないよう、情報の収集・整理にあたっては充分に注意する。

イ 市町村並びに都道府県毎の原単位及び現存量の算出

上記アで得られた清掃活動実績を用いて、平成 25 年度における市町村毎及び都道府県毎（ただし海岸の種別、または半島の突端であり海岸の向きが大きく異なることにより漂着ごみの集積に極度に差異があるなど、同一市町村内又は同一都道府県内を 1 つの原単位で表現することが不適切である場合は、実状に即して複数の原単位を求める。）の原単位及び平均現存量（平成 25 年度中に海岸に存在する平均的な現存量）を算出する。

なお、算出方法は、特に海岸種別・地域特性による漂着ごみの集積の差異に留意しつつ、「平成 25 年度業務」の報告書で用いた方法を採用する。また、過去に算出した平成 24 年度以前の現存量についても、再計算を行う。

ウ 全国の海岸に存在する漂着ごみの現存量及び地理的分布の把握

イの結果を活用して、全国の海岸における海岸漂着物等の現存量について推計を行い、一覧表を作成するとともに地図上に表示する。また、平成 24 年度以前の現存量についても、再計算を行う。

（2）漂着ごみの組成・量に関する調査

我が国海岸 7 箇所程度において、漂着ごみの組成・量に係る調査を行う。なお、調査地点は「平成 25 年度業務」と同じ場所（沖縄県石垣市吉原海岸、茨城県神栖市豊ヶ浜海岸、長崎県対馬市クジカ浜、山口県下関市北田の尻漁港海岸、石川県羽咋市柴垣海岸、鹿児島県南さつま市吹上浜、兵庫県淡路市松帆海岸）とする。調査地点の変更又は追加が必要な場合は、環境省担当官と協議する。

なお、調査地点の詳細が記載されている「平成 25 年度業務」の報告書については、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室にて閲覧可能である。

ア 漂着ごみの回収等

漂着ごみの回収は、別添 2 に記載された方法に準じて実施する。また、実施回数は年 1 回程度を想定しているが、季節変動等が想定される場合は、別添 2 の記載も考慮し、適切な回数を設定する。

その際、各調査地点において、マイクロプラスチックの現存量に係る調査、発生国の特定に資するペットボトル、漁業用の浮子、照明器具（電球、蛍光灯等）、菓子の包装紙等の現存量に係る調査（環境省が都道府県等から収集したデータの

整理・解析を含む。) 及び海水・底泥・生物の試料採集も併せて実施する。なお、これら調査に係る具体的な方法等については、環境省担当官と協議の上決定する。

イ 漂着ごみの組成・量のとりまとめ

アの調査結果を基に、各調査地点における漂着ごみの組成・量を明らかにする。なお、とりまとめに当たっては、地方自治体、既存のNPO等による調査結果も併せて収集・分析し、漂着ごみの組成・量に係る、全国的な状況を明らかにする。

(3) 統計学的妥当性の検証

上記(1)及び(2)の取りまとめに当たっては、専門家の意見を聴取しつつ、統計学的な妥当性について検証し、必要があれば算出方法等を見直す。なお、前述の見直しのうち、今年度の事業期間中に間に合わなかったものについては、次年度以降の課題として調査報告書に明記する。また、意見の聴取した専門家には、それぞれ謝金(8,100円／1時間)を支払うものとする。

(4) 都道府県による海岸漂着物処理推進法施行状況及び海岸漂着物地域対策推進事業実施調査結果の整理・分析

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)施行後の海岸漂着物対策に係る成果、課題等のとりまとめを行う。

とりまとめにあたっては、下記①②のとおり、各都道府県に依頼するアンケート調査の結果、環境省担当官が提供する情報等を活用する。

なお、情報のとりまとめやアンケート調査の実施に際しては、「平成25年度業務」の報告書を参考することとするが、以下の点を踏まえて必要な改善を行なながら実施する。

ア 海岸漂着物地域対策推進事業による成果と海岸漂着物地域対策推進事業以外の成果を区分して整理・分析する。

イ 下記①及び②の調査においてアンケート票の質問内容が重複しないようにする。

ウ アンケート調査結果や成果報告書のみでは十分な情報が得られない場合及びアンケートの回答内容に疑義がある場合は、適宜、補足調査や都道府県の担当者への個別の聞き取り等を行う。

なお、過去に実施したアンケート調査票については、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室にて閲覧可能である。

① 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

海岸漂着物処理推進法の施行状況について、全都道府県を対象にアンケート調査（10頁程度を想定）を実施するとともに、各都道府県が作成した海岸漂着物対策に関する報告書等（海岸漂着物処理推進法施行以降のもの）の提供を受け、環境省担当官からの情報提供を踏まえて整理・分析し、海岸漂着物対策に係る地域的な傾向と課題をあきらかにするとともに、都道府県、市町村並びにNPO等の優良事例を抽出し、とりまとめること。

本調査結果については、契約日から1ヶ月程度で最初のとりまとめを行い、協力を得た都道府県等及び環境省担当官に提出し、意見を求める。なお、環境省担当官又は都道府県から意見の提出又は情報の提供があった場合は、それらの意見等をとりまとめ結果に反映させる。

また、都道府県に対するアンケート調査で回答を依頼する項目は、原則として下記のとおりとするが、最終的には環境省担当官と協議の上決定する。

- I 地域計画の策定・検討状況、完成予定期限及び各地域計画の概要（第14条関係）
- II 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（組織時期、会合開催回数、人数、構成員の肩書き）（第15条関係）
- III 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（委嘱時期、人数、肩書き、活動の内容）（第16条第1項）
- IV 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（指定時期、団体数、指定団体概要、活動の内容）（第16条第2項）
- V 発生の状況及び原因に関する調査の実施状況、検討状況（第22条）
- VI ごみ等を捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）（第23条）
- VII 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（第26条、第27条）
- VIII 民間の団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例（第25条第1項及び第2項）
- IX 海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の成果の普及に有用な知見（第28条）
- X 各都道府県における海岸漂着物対策事業に係る財源（海岸漂着物地域対策推進事業とそれ以外の財源について区分して整理すること。）
- XI 上記の他、各都道府県で独自に予算措置し実施している海岸漂着物等対策及びその概要
- XII 各種取組を行うに当たっての課題

② 海岸漂着物地域対策推進事業執行状況調査

海岸漂着物地域対策推進事業を実施している都道府県に対してアンケート調査（10頁程度を想定）を行い、環境省担当官からの情報提供を踏まえて分析・整理すること

により、環境省が実施している本事業の改善点や課題等を明らかにする。本調査結果については契約日から1ヶ月程度で最初のとりまとめを行い、協力を得た都道府県及び環境省担当官に提出し意見を求める。なお、環境省担当官又は都道府県から意見の提出又は情報の提供があった場合は、それらの意見等をとりまとめ結果に反映させる。

また、都道府県に対するアンケート調査で回答を依頼し、もしくは環境省からの情報提供を受け、とりまとめを行う項目は、原則として下記のとおりするが、最終的には環境省担当官と協議の上決定する。

- I 海岸漂着物地域対策推進事業費の使途(地域計画の策定、海岸漂着物等の回収処理、海岸漂着物等の発生抑制対策の3つの使途に対して使われた額)
- II 上記(I)における具体的な取組内容
- III 海岸漂着物地域対策推進事業実施にあたっての課題・改善点等
- IV 海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等の回収・処理の実績
 - ・海岸漂着物等の回収・処理量(重量及び容積)
 - ・回収・処理した海岸漂着物等の組成(種類と種類別の重量と容積)
 - ・海岸漂着物等を回収・処理した理由
 - ・海岸漂着物等を実際に回収・処理した者
 - ・民間団体等との連携状況
- V 海岸漂着物地域対策推進事業による雇用創出効果(員数によるなど可能な限り数字で記入してもらう)

(5) 海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成

(1)～(4)で得られた情報を取りまとめ、環境省担当官が指定する日時までに、海岸漂着物処理推進法第30条2項に基づき環境省が開催する海岸漂着物対策専門家会議(1回程度、東京都内を想定)及び同条項第1項に基づく海岸漂着物対策推進会議(1回程度、東京都内を想定)で使用する資料(各60部程度)を作成する。

なお、これら資料の作成にあたっては、地図や図表を多用するなど、出席者に各都道府県での取組状況が視覚的に理解しやすいよう工夫する。作成する資料は、総頁数50頁程度の本体及び概要版(4頁程度)の2種類とする。

なお、請負者は、上記資料を作成する他、上記2種類の会議の準備・運営に関する次の作業及び庶務を行うものとする。

① 両会議の日程調整

環境省担当官と協議の上、専門家の空き日程を確認し、最も参加者数が多く見込まれる日程を調整すること等

② 両会議の論点整理

また、作成する資料の構成・内容や会議の開催時期等については、適宜、環境省担当官の指示を受ける。

両会議に関する過去の議事録・資料等は、以下のURLにて閲覧可能である。

http://www.env.go.jp/water/marine_litter/conf.html

(6) 地理空間情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化
(海岸漂着物地域対策推進事業によるもの)

平成 25 年度の漂着ごみの回収・処理実績等のデータ（約 3000 件のデータを想定）を基に、エクセル形式にて基本情報（清掃地の位置情報（始点と終点の緯度経度（度分秒）：基本的にはライン（清掃を行った範囲）とし、もしラインで表示することが困難な場合はポイント（清掃範囲の中心地点）とする。）及び漂着ごみの分布密度（分布密度の違いを異なるラインの色で表示）及び属性情報（所在地（都道府県名から字名及び町丁名まで）、海岸名・港名等、清掃時期、回収量（容積・重量）、清掃した海岸長（km）、分布密度（容積/km・重量/km）、組成比率（自然系○%、人工系○%等。具体的にどの程度まで区分（細分化）するかについては、環境省担当官と協議の上決定する。）、処分方法（焼却・埋立て等）、海岸区分・海岸管理者（例えば、「港湾海岸、○○県」、「その他・民間」）、事業主体（都道府県、市町村名等）、備考（数字にできない情報、定性的な情報、特徴的な情報）を作成する。なお、情報がない箇所は空欄とする。また、海岸漂着物地域対策推進事業における平成 25 年度の回収・処理実績等のデータについては、原則として（4）②のアンケート調査の結果を使用するが、要すれば環境省担当官より追加情報を提供する。

なお、作業の過程で疑義が生じた場合は、その都度、環境省担当官と協議する。

B. 原因究明・発生抑制対策に係る調査

(1) 漂着ごみ原因究明・発生源対策モデル調査

環境省では、典型的な海岸漂着物等の種別である漁網、流木、生活系ごみについて、「平成 24 年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務」において、「海岸漂着物流出防止ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、都道府県にも共有したところであるが、近年海岸漂着物に関して、その回収・処理に加えて発生抑制対策の重要性が益々高まっている。従って、ガイドラインに整理された施策の実効性を検討するとともに、引き続き更なる効果的な発生抑制対策を検討し、必要があれば既存のガイドラインを見直すべく、以下の調査・検討を実施する。

また、「平成 25 年度業務」において実施した「発生抑制対策に係る中・長期に及ぶ補完調査」のフォローアップ調査を実施し、前年度からの進捗状況、新たに見えてきた課題、発生抑制対策として新たに実施又は改善すべき点、更には上流域との連携等について検討・整理する。

また、請負者は、フォローアップ調査に係る事務全般（会合の開催・運営、資料の作成（1 部につき 40 頁程度、30 部程度を想定）、会場設営（30 名程度収容、半日を

想定) 等) を行うものとし、当該フォローアップ調査が完了した際は、その結果を速やかに環境省担当官に報告する。

① 対象地域

「平成 25 年度業務」に引き続き愛知県田原市とする。

② 実施日時及び実施回数

平成 27 年 1 月までに 1 回程度実施する。

③ 対象者

上記①の地域又はその付近に居住する教員 30 人程度（「平成 25 年度業務」の際に参加した教員を中心とする）を対象とする。平成 25 度業務の際に参加した教員の名簿は環境省担当官が提供する。

④ 実施内容

「平成 25 年度業務」において実施した内容を参加者に説明するとともに、前年度からの進捗状況、新たに見えてきた課題、発生抑制対策として新たに実施又は改善すべき点、上流域との連携等について議論する。

説明資料の作成及び発生抑制対策の議論にあたっては、「平成 19・20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書」、「平成 21・22 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書」及び「平成 25 年度業務」の報告書を参考にする。

なお、ガイドライン、「平成 19・20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書」及び「平成 21・22 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書」は環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室にて閲覧可能である。

(2) 海ごみ削減に向けた上流域と下流域の連携・協力事例に係る調査

効果的に海ごみの発生を抑制するためには、河川の上流域の自治体（又は住民）と下流域の海に面した自治体(又は住民)との連携・協力が欠かせない。しかしながら、このような事例は全国的に見ても多くない。このような中、伊勢湾沿岸においては愛知県、岐阜県、名古屋市が連携・協力して、海ごみの発生抑制に取り組んでいる事例が存在するところ、本取り組み事例について、現地調査や聞き取り(アンケート)等を通じて、成立過程やその実態、更には現状の課題や将来的展望などを明らかにする。また、香川県においては、県が中心となって内陸、沿岸部を問わず県内の多くの市町村が参加した海ごみ削減に向けた取り組みが開始されたところ、本事例についても、前述に事例と同様に、現地調査や聞き取り等を通じて、成立過程やその実態、更には現状の課題や将来的展望などを明らかにする。関係者への聞き取り(アンケート)に際しては、下記D. の検討会の委員の意見を踏まえて行うこととする。また、聞き取り(アンケート)への協力者には、それぞれ謝金（8,100 円／1 時間）を支払うものとする。

C. 漂着ごみ等生態系影響把握調査

2. A. (2). アで収集したマイクロプラスチック(レジンペレット)及び漁業用の浮子(都道府県等から提供を受けたものを含む。)を試料として、それらの表層に付着又は試料中に含まれている有害物質の抽出と分析を行う。また、周辺環境への影響の実態を明らかにするため、各調査地点(2. A. (2). アの調査時点に限る。)で同時に採集した海水・底泥・生物の分析も併せて行う。そして、これらの分析結果と文献調査の成果を踏まえて、抽出されたこれら有害物質が海洋環境又は海洋生物に与える影響について検討・整理する。なお、試料のうちマイクロプラスチック(レジンペレット)及び漁業用の浮子に含まれる有害物質の抽出と分析は、環境省が指定する個人又は機関に依頼する。

D. 検討会の開催

A～Cの調査内容について、専門家約10名程度による漂着ごみ対策総合検討会(検討会出席者は、委員10名・事務局5名・オブザーバー20名程度を想定。以下「検討会」という。)を組織し、東京都内で2回程度開催する。なお、開催時期については環境省担当官と協議の上決定する。また、請負者は検討会運営に関する主要な作業及び一切の庶務を行うものとし、具体的には次に掲げる業務を実施する。

- ①専門家へ検討会への参画を依頼し、本人の承諾及び所属機関の同意を得る委嘱手続きを行う。
- ②検討会の日程調整、会場の確保及び設備、お茶の手配、マイクの手配及び開催通知の発出を行う。なお、検討会会場は、東京都千代田区霞が関近郊の交通等利便性の高い場所を確保する。
- ③環境省担当官が指定する日時までに会議資料案の作成を行い、資料内容及び当日の議事進行について事前確認を受ける。
- ④会場の設営及び撤収等を行う。なお、会議資料等(1回1人につき60枚程度を想定)は検討員への配布分に加え、事務局分(5部程度)、オブザーバー分(20部程度以下とし、環境省担当官の指示を受けること。)を準備する。
- ⑤検討会座長及び環境省担当官の指示に従い、会議の司会進行を行う。
- ⑥議事録及び概要を作成し、環境省担当官の確認を受ける。
- ⑦会場諸費用の支払いや出席した委員への謝金及び旅費の支給を開催の都度、速やかに行う。なお、旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和24年法律第114号)に準じて支給するとともに、謝金は委員1人に対して1回あたり18,100円を支給する。

また、当該検討会やその他の機会を用いて事前に委員と充分な調整を行い、有効な改善の提案があった場合は、調査開始後であっても、可能な範囲で調査に反

映させる。また、得られた調査結果についても、検討会において詳細な評価・検証を行う。

なお、具体的な委員の構成は、環境省担当官と協議の上決定する。

3. 業務履行期限

平成 27 年 3 月 20 日まで

4. 成果物

- ①報告書； 印刷物 60 部（A4 版 150 頁程度）及び電子データ
- ②報告書概要版；印刷物 60 部（報告書から「漂着ごみ現存量」、「漂着ごみの組成（漂着量を含む）」、回収処理量及び原因究明・発生抑制対策に係る調査の主要部分を抜き出し、改めてとりまとめたもの）（A4 版 20 頁程度）及び電子データ
- ③業務概要；60 部（パワーポイント形式にて、本事業の概要 1 頁、2. A. の概要 1 頁、2. B. の概要 1 頁）及び電子データ
- ④A の(6)で取りまとめたエクセルデータ（電子データ）
- ⑤上記①から④の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM）2 式

*報告書の仕様は別添 1 による。

*報告書及び概要版の作成にあたっては、「平成 25 年度業務」の報告書を基本として行う。

提出場所；環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室（ただし、①から③については、請負者の責任で、39 沿海都道府県の海ごみ担当者に郵送する。）

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 会議運営を含む業務
- 会議運営を含む業務にあっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。なお、「資材確認票」（基本方針 190 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 191 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

①環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)

②法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書

[\(http://www.japaneselawtranslation.go.jp/\)](http://www.japaneselawtranslation.go.jp/)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

・丸数字は使用不可。「°C」→「degrees C」又は「degrees centigrade」

・記号はすべて半角。例：「“”」→「””」、「`」「’」→「'」、「-」→「-」

・化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO₂)

・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）

・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体はコンパクトディスクとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスクに必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

モニタリング調査ガイドライン

1 モニタリング調査のガイドライン作成の目的等

我が国における漂着物の年間又は季節あたりの漂着フラックス（漂着量・組成等）を把握するため、調査対象海岸及び調査対象地点の選定、漂着物の回収・処理、集計を実施するためのガイドラインを作成する。

このガイドラインは、UNEP・IOC 海洋ゴミ調査・モニタリングガイドラインのうち『漂着ゴミの包括的評価のためのガイドライン』で示された手法を基本とし、我が国の海岸の自然状況、既存の他の主体による調査手法等も踏まえて作成する。

2 目的・概要

- ・漂着物の年間又は季節あたりの漂着フラックスを把握する。また、漂着物の種類別地理的分布についても同様の状況把握を行う。
- ・海洋ごみによる生物種や生態系への危険性のレベルを理解する。
- ・国家、地域及び世界レベルでの海洋ごみの評価を支援するべく、関係する機関に比較可能なデータセットを提供する。

3 調査対象海岸の選定

- ・漂着物は、海上を吹く風の影響を受けつつ、海流によって運ばれる。このため、全国的な漂着物のモニタリングに当たっては、日本列島周辺の海流を考慮しつつ、全国的にバランスの取れた調査対象海岸の選定を行う。
- ・漂着物の全国総量を精度よく推定するため、既存の調査結果を踏まえ、全国的にみて漂着量の多い海岸から 7箇所を選定する。
- ・漂着物量には経年変化があり、我が国の漂着物の実態を把握するためには、単年度の調査ではなく経年的な調査が必要とされることから、定点で継続して調査可能な海岸を選定する。その際、選定地域において継続的な取組を可能とするため、コスト面から極度に交通の便の悪い場所は避けることとし、また、地域住民・団体等が参加できる海岸であることも考慮の要件とする。
- ・調査結果の有効活用、更なる知見の蓄積に寄与することを期待して、調査対象海岸の選定にあたっては、既存の他の調査結果と比較可能な海岸を選定することが望まれる。したがって、過去に同様の調査が行われている海岸から、本調査の調査対象海岸を選定することが望ましい。

4 調査対象海岸における調査対象地点の選定

- ・調査範囲とする海岸長は 50m を基準とする。

- ・浅瀬の干潟は調査対象地点から除く。
- ・防波堤や桟橋などの障害物がなく、沖合に直接アクセス可能な場所とする。(海洋ごみが人工構造物に遮られない)。
- ・周年において、ボランティアがアクセス可能な場所とする。
- ・他のごみ回収活動の対象となっていない場所とする。
- ・海ガメ、鳥類、海洋哺乳類、脆弱な海岸植物など保護種に可能な限り影響を及ぼさない場所とする。
- ・以下の異なる発生源のごみのサンプルが得られる場所とする。
 - 都市部の海岸においては、主に陸上起源のごみのサンプルが得られる場所
 - 地方の海岸においては、主に海洋起源のごみのサンプルが得られる場所
 - 河口に近い場所

5 サンプリング単位(汀線方向の幅)

調査時の汀線から海岸の後背地までの間を対象とし(図1)、サンプリング単位(汀線方向の幅)として 50m を基準とするが、調査実績等から十分な結果を得ることができるサンプリング単位が別途把握されている場合は、その範囲で実施する。調査範囲は、GPSなどを用いて測定し、事後にその範囲を地図上で再現できるようにする。

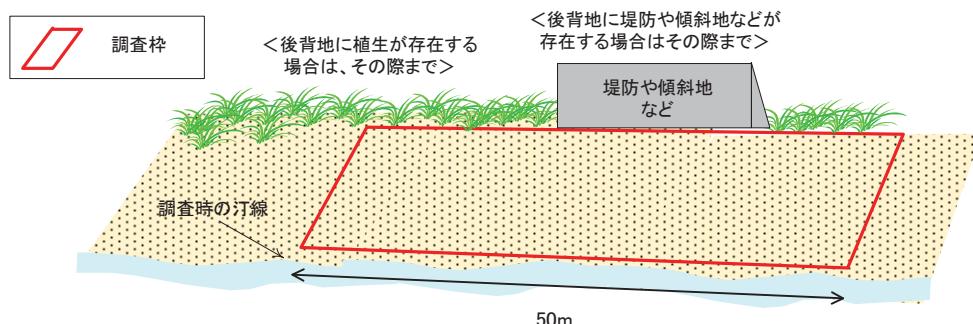


図1 サンプリング単位について

6 調査頻度

調査頻度は、漂着物の年間の漂着量が把握できるよう、年1回実施することを基本とする。なお、南北に長いという我が国の地理的な特徴を踏まえ、調査の実施時期については、その地域の特徴が明確に現れるような季節となるよう配慮する。

7 調査方法

調査では、長さ 2.5cm 以上のごみを全て回収する。調査範囲に植生等がある場合は、植物類をむやみに除去したり、植生内にむやみに立ち入らないよう配慮する。特に環境保全上の価値が高い動植物等が確認された場合は、その取り扱いに注意する。また、調査範囲が自然公園区域内に含まれる場合には、「自然公園法」等の関連諸法令を遵守す

る。

調査時に記録すべきデータの例は以下のとおり。

- ・ 調査日時
- ・ 調査開始時間及び終了時間
- ・ 最後に調査対象範囲が清掃された日付(本調査の一環として、又は他の海岸管理プログラムによって)
- ・ 調査対象とした海岸の長さ
- ・ 調査時の海岸の幅(調査時の汀線から海岸の後背地まで)
- ・ 調査参加人数
- ・ 人力で容易に動かすことができないような大きな漂着物など

8 ごみの分類方法

平成 19～20 年度に実施された環境省漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査(第 1 期モデル調査)の分類リストを基本とし、UNEP・IOC 海洋ゴミ調査・モニタリングガイドラインで示されている 65 品目の分類リストに対応する分類が可能になるよう考課した分類リストを作成(表 1 参照)し、これに従って回収したごみを分類する。また、原則として海藻類は分類の対象としない。

9 ごみの定量方法

分類した漂着物は、大項目毎に重量と容量を測定する。容量は漂着物をごみ袋やバケツ等に入れた「嵩(かさ)容量」で測定する。また、小項目毎に、個数、重量を測定し、記録する。なお、プラスチック類の破片、発泡スチロール類の破片及び灌木については、個数の計測はせず、重量のみを測定する。

10 記録表

調査時には、以下の 3 種類の記録表を用いる。また、調査対象地点における漂着物の状況を記録するため、写真撮影を行う。

- ・調査地点の特性に係る記録表
- ・ごみの特性に係る記録表
- ・大きな漂着物に係る記録表

11 品質保証・品質管理

回収調査を実施するにあたっては、調査マニュアルを作成し、調査関係者に対し調査手法を周知・徹底する。

12 回収したごみの適正な処理

回収したごみは、調査主体自らの責任において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、地元自治体の廃棄物処理計画や指導に従って適正に処理を行う。

表1 回収ごみの分類表

環境省モニタリング調査分類リスト	品目分類	種類数	環境省モニタリング調査分類リスト	品目分類	種類数
プラスチック			ガラス＆陶器		
ボトルのキャップ、ふた		1	建材（レンガ、コンクリート、パイプ）		34
ボトル<2L		—	容器		—
飲料用（ペットボトル）<2L		2	飲料用容器		35
その他のプラスボトル<2L		3	その他の容器（食品用、化粧品、薬品、農薬等）、つぼ		36
ボトル、ドラム型、燃料用＆バケツ、ポリタンク ≥2L		—	食器（皿＆カップ）		37
飲料用（ペットボトル）≥2L		4	電球、蛍光管		38
その他のプラスボトル類≥2L		5	ガラス又は陶器のかけら		—
ストロー、フォーク、スプーン、マドラー、ナイフ		6	ガラス破片		39
食品容器（食器、食品容器、トレイ、調味料容器等）		7	陶磁器類破片		40
ポリ袋（不透明＆透明）		8	バイアル、アンブル		41
ライター		9	その他（具体的に）		42
たばこ吸殻（フィルター）		10	金属		
シリンジ、注射器		11	食器（皿、カップ、ナイフ）		43
ブイ		12	ふた、キャップ		44
漁具（ルアー、トラップ＆つぼ）		—	アルミの飲料缶		45
アナゴ筒（フタ、筒）		13	スチール製飲料用缶		46
カキ養殖用パイプ（マメカン、約2cm未満）		14	その他の缶（ガスボンベ、ドラム缶、バケツ等）		47
カキ養殖用パイプ（約2cm以上）		15	漁業関係（おもり、ルアー、針、トラップ＆つぼ）		48
カキ養殖用コード		16	金属片（ワイヤー、針金、アルミホイル、金網等）		49
その他の漁具		17	その他（具体的に）		50
ロープ		18	紙＆ダンボール		
漁網		19	食品包装容器（紙コップ、紙皿、食品包装材、飲料用パック等）		51
テープ（荷造りバンド、ピニールテープ）		20	紙片（段ボール、新聞紙等を含む）		52
苗木ポット		21	その他（具体的に）		53
シートや袋の破片		22	ゴム		
プラスチックの破片		23	靴（サンダル、靴底含む）		54
ウレタン		24	タイヤ、タイヤのチューブ、ゴムシート		55
点滴パック		25	ゴムの破片		56
その他（具体的に）		26	その他（具体的に）		57
発泡プラスチック（発泡スチロール）			木（木材等）		
カップ＆食品容器		27	木材（物流用パレット、木炭等含む）		58
ブイ		28	その他（具体的に）		59
発泡スチロールの破片		29	その他		
その他（具体的に）		30	電化製品＆電子機器		60
布			陸生動物の死骸等		61
服、帽子、軍手、タオル、バッグ等		31	オイルボール		62
布片		32	その他（具体的に）		63
その他（具体的に）		33	自然物		
			灌木（植物片を含む、直径10cm未満、長さ1m未満）		64
			流木（直径10cm以上もしくは長さ1m以上）		65

漂着ごみ対策総合検討業務
検討会の開催に関するアンケート（案）

別紙 2-1

1. 本検討会の開催場所は適切でしたか。 (□にチェックを入れて回答。)

①適切だった ②不適切だった

(自由意見欄)

2. 本検討会の開催日時、時間帯は適切でしたか。

①適切だった ②不適切だった

(自由意見欄)

3. 本検討会の司会進行は円滑に行われていましたか。

①円滑に行われていた ②円滑に行われていなかった

(自由意見欄)

ご回答日 平成 年 月 日

ご所属 ;

氏名 ;

ありがとうございました。

漂着ごみ対策総合検討業務
報告書に関するアンケート（案）

1. 本調査の各項目について、それぞれ貴自治体の今後の業務の参考になりましたか。
1. - 1 海岸漂着物等に係る調査について <input type="checkbox"/> ①大変参考になった <input type="checkbox"/> ②参考になった <input type="checkbox"/> ③あまり参考にならなかった <input type="checkbox"/> ④参考にはならなかった (自由意見欄)
1. - 2 原因究明・発生抑制対策に係る調査について <input type="checkbox"/> ①大変参考になった <input type="checkbox"/> ②参考になった <input type="checkbox"/> ③あまり参考にならなかった <input type="checkbox"/> ④参考にはならなかった (自由意見欄)
1. - 3 海岸漂着物等に係る生態系影響把握調査について <input type="checkbox"/> ①大変参考になった <input type="checkbox"/> ②参考になった <input type="checkbox"/> ③あまり参考にならなかった <input type="checkbox"/> ④参考にはならなかった (自由意見欄)
2. その他、ご意見、ご感想などございましたら、ご記入下さい (自由意見欄)

ご回答日；平成 年 月 日
 貴都道府県名；

ありがとうございました。

提案書類

1. 提案書
2. 提案書 様式1
3. 提案書 様式2
4. 総合評価基準対応表
5. 添付資料

- ①会社概要
- ②事業報告書（直近のもの）
- ③収支決算書（直近のもの）
- ④受託実績
- ⑤必要に応じた資料
【用語解説や提案詳細説明資料（提案書本文との対応関係を明確にする。）など。】

（担当者）

- ①社名、役職
- ②氏名
- ③住所、電話番号、メールアドレス

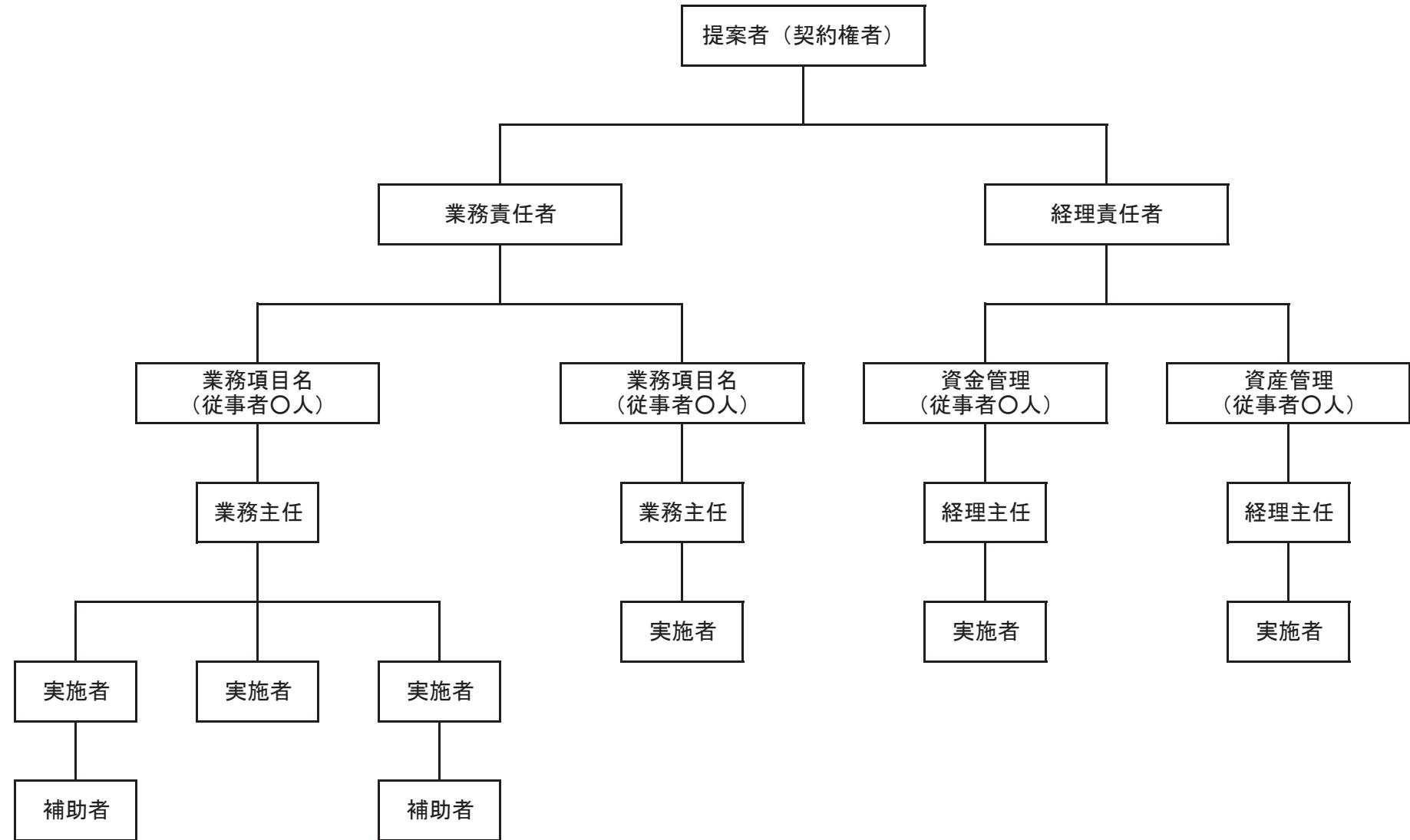
提 案 書

1. 業務の題目	漂着ごみ対策総合検討業務
2. 業務の基本方針	提案する業務の基本方針を具体的に記載する。
3. 成果の目標	業務の目的を達成するための成果の目標を具体的に記載する。
4. 業務の方法	漂着ごみに係る調査、原因究明・発生抑制対策に係る調査、漂着ごみ生態系影響調査、検討会の開催、報告書の作成について、成果の目標を達成するために実施する業務の方法を具体的かつ詳細に記載する。
5. 業務実施体制	<p>(提案者(契約権者)) 住所 役職 氏名</p> <p>(業務責任者) 役職 氏名</p> <p>(経理責任者) 役職 氏名</p> <p>(実施体制、人員数、配置など) 実施体制、人員数、配置などの具体的な説明を記載し、主たる担当者が充分な時間があることを明らかにするほか、様式1を作成。</p> <p>(経営基盤) 業務を円滑に実施するための経営基盤の具体的な説明を記載する。</p> <p>(業務責任者等の実績及び能力) 業務責任者等など業務従事者が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有している具体的な説明を記載する。</p>
6. 組織の実績及び能力	組織が、同種業務や類似業務の実績、業務に関する特許、知見、知識を有している具体的な説明を記載する。
7. 業務実施期間	<p>平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで</p> <p>業務の期間、工程などの具体的な説明を記載するほか、様式2を作成。</p>

様式 1：業務実施体制図（実施体制、人員数、配置）

業務題目：漂着ごみ対策総合検討業務、提案者名：

【記載例】



様式2：業務実施計画
(○年度)

業務題目：漂着ごみ対策総合検討業務

区分	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務項目							
業務項目細分							
業務項目細分							
業務項目							
業務項目細分							
業務項目細分							
業務項目							
業務項目細分							
業務項目細分							
業務項目							
業務項目細分							
業務項目細分							
業務項目							
業務項目細分							
業務項目細分							

総合評価基準と提案書の対応表
漂着ごみ対策総合検討業務 評価項目及び得点配分基準

大項目	分類	提案書審査における評価項目		合計	①基礎点	②加点	提案書 項目番号
		評価項目					
1. 実施計画							
2. 実施体制	業務フロー、 実施スケジュール	(1)	具体的な業務フロー、実施スケジュールが明確に示されているか。業務フロー、実施スケジュールは、環境省の示す要件が満たされているか。	4	4	—	7
		(2)	事業の業務フロー、実施スケジュールについて、業務が効率的で・確実性があるか。	15	—	15	
	成果の目標	(3)	事業の目的を達成するための具体的な成果の目標が示されているか。	4	4	—	3
3. 個別業務の実施方法							
個別業務	漂着ごみに 係る調査	(9)	漂着ごみに係る調査業務について、実施方法、手順等が具体的に示されているか。	2	2	—	4
		(10)	漂着ごみに係る調査業務について、実施方法、手順等に創造性、新規性があるか。	15	—	15	
	原因究明・ 発生抑制対 策に係る調 査	(11)	原因究明・発生抑制対策に係る調査業務について、実施方法や手順が具体的に示されているか。	2	2	—	
		(12)	原因究明・発生抑制対策に係る調査業務について、実施方法、手順等に創造性、新規性があるか。	15	—	15	
	漂着ごみ生 態系影響調 査	(13)	漂着ごみ生態系影響調査業務について、実施方法や手順が具体的に示されているか。	2	2	—	
		(14)	漂着ごみ生態系影響調査業務について、実施方法、手順等に創造性、新規性があるか。	15	—	15	
	検討会の開 催	(15)	検討会の構成員及び検討事項が具体的で妥当なものであるか。	2	2	—	
		(16)	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。	10	—	10	
	報告書の作 成	(17)	報告書の構成等がわかりやすいものであるか。	2	2	—	3
		(18)	報告書においてその他新規性・創造性のある提案がなされているか。	10	—	10	
4. その他							全体
その他	(19)	仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反する提案が無いか。	10	10	—	2	
	(20)	業務の基本方針が、仕様書を踏まえた妥当なものであるか。	2	2	—	6	
組織の環境 マネジメン トシステム 認証取得状 況	(21)	事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、ISO140001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合には認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	20	—	20		
合計				200点	50点	150点	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

優:5点、良:3点、可:1点、不可:0点、の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

【漂着ごみ対策総合検討業務】評価項目一覧表

提案書審査における評価項目			①基礎点	②加点
大項目	分類	評価項目		
1. 実施計画				
	業務フロー、実施スケジュール	(1) 具体的な業務フロー、実施スケジュールが明確に示されているか。業務フロー、実施スケジュールは、環境省の示す要件が満たされているか。 (2) 事業の業務フロー、実施スケジュールについて、業務が効率的で・確実性があるか。	※	-
	成果の目標	(3) 事業の目的を達成するための具体的な成果の目標が示されているか。	※	-
2. 実施体制				
	体制	(4) 本業務を遂行可能な人数が確保され、適切な業務実施体制が構築されているか。 (5) 効果的・効率的な人員配置が構築されているか(経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員)。 (6) 主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められるか。	※	-
	専門性・能力	(7) 従事者が、漂着ごみに係る調査等海洋調査業務に従事した実績があるか。 (8) 組織が、漂着ごみに係る調査等海洋調査業務に従事した実績があるか。	-	#
3. 個別業務の実施方法				
	漂着ごみに係る調査	(9) 漂着ごみに係る調査業務について、実施方法、手順等が具体的に示されているか。 (10) 漂着ごみに係る調査業務について、実施方法、手順等に創造性、新規性があるか。	※	-
	原因究明・発生抑制対策に係る調査	(11) 原因究明・発生抑制対策に係る調査業務について、実施方法や手順が具体的に示されているか。 (12) 原因究明・発生抑制対策に係る調査業務について、実施方法、手順等に創造性、新規性があるか。	※	-
	漂着ごみ生態系影響調査	(13) 漂着ごみ生態系影響調査業務について、実施方法や手順が具体的に示されているか。 (14) 漂着ごみ生態系影響調査業務について、実施方法や手順に創造性があるか。	※	-
	検討会の開催	(15) 検討会の構成員及び検討事項が具体的で妥当なものであるか。 (16) 作業進行予定表が効率的で確実性があるか。	※	-
	報告書の作成	(17) 報告書の構成等がわかりやすいものであるか。 (18) 報告書においてその他新規性・創造性のある提案がなされているか。	※	-
4. その他				
	その他	(19) 仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反する提案が無いか。 (20) 業務の基本方針が、仕様書を踏まえた妥当なものであるか。	※	-
	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	(21) 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコストアジ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	-	#

※…必須審査項目については、全てを満たした提案には当該基礎点を配点し、一つでも欠ける提案は失格とする。

#…加点審査項目については、必要な配点数を入れることとする。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
従来の実施に要した人員	480	339	284

(業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 漂着ごみの現地調査手法に関する知識、調査経験を有する。
2. 漂着ごみの分析(分類)に関する知識・経験を有する。
3. 漂着ごみのサンプルの扱い、漂着ごみの適正処理に関する知識・経験を有する。
4. 漂着ごみの種類、発生要因、漂流・漂着メカニズム等の体系的な知識を有し、検討会で専門家との意見交換ができる知識・経験を有する。
5. 漂着ごみの発生抑制対策について包括的な知識があり、発生抑制対策に関する調査経験を有する。
6. 日本のみならず周辺国の漂着物の状況や取り込みについての知識を有する。
7. 海岸漂着物処理推進法に精通しており、海岸漂着物対策推進会議及び海岸漂着物対策専門家会議の内容を認識している。

(業務の繁閑の状況とその対応)

1. 現地調査については全国7か所でほぼ同時期の調査を実施する必要があることから、調査時期は繁忙期となる。
2. 現地調査に係る期間及び人員は、その時点での漂着ごみの量に影響を受けることから、それを勘案した調査計画の立案が必要である。また、漂着ごみの分析(分類)に要する期間についても、漂着ごみの量に影響を受けることとなる。
3. 調査に必要となる許認可の手続きがあり、申請から許可が下りるまで1か月程度見込んでおく必要がある。そのため、契約後速やかに許可申請を行う必要がある。(※1)
4. 検討会での意見を調査計画に反映させるため、契約後速やかに検討会を開催する必要がある。
5. 検討会では過去の検討経緯や検討員の意見を踏まえた議事の設定及び資料作成を行い、取りまとめには検討会での意見を反映できるよう努める必要がある。

(注記事項)

H23年度～平成25年度(民間委託)

H23年度：平成23年度漂着ごみ状況把握調査業務(一般競争入札)

平成23年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明・流出状況分析調査業務(総合評価落札方式)

H24年度：平成24年度漂着ごみ状況把握調査業務(一般競争入札)

平成24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務(総合評価落札方式)

H25年度：平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務(一般競争入札)

(※1) 平成25年度における例を示す。

平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務において石川県羽咋市の調査を行った際、当該調査範囲が石川県指定希少野生動植物種であるイカリモンハンミョウの生息地であったことから、石川県文化財保護条例第35条の規定に基づき、石川県教育委員会あてに現状変更等許可申請を行ったもの。なお、当該申請に関する過去の手続きに係る書類一覧は、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室で閲覧できる。

経費の内訳、従来の実施に要した人員

単位:千円

平成23年度漂着ごみ状況把握調査業務

費目	金額
人件費	7,585
(人員数)	144人日
事業費	6,772
再委託費	2,762
一般管理費	3,881
消費税	1,050
合計	22,050

平成23年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明・流出状況分析調査業務

費目	金額
人件費	15,058
(人員数)	336人日
事業費	4,293
再委託費	5,800
一般管理費	5,249
消費税	1,520
合計	31,920

平成24年度漂着ごみ状況把握調査業務

費目	金額
人件費	8,325
(人員数)	141人日
事業費	5,252
再委託費	3,232
一般管理費	2,691
消費税	975
合計	20,475

平成24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務

費目	金額
人件費	11,010
(人員数)	198人日
事業費	1,181
再委託費	0
一般管理費	2,309
消費税	725
合計	15,225

平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務

費目	金額
人件費	16,865
(人員数)	284人日
事業費	8,262
再委託費	5,130
一般管理費	5,743
消費税	1,800
合計	37,800

3 従来の実施に要した施設及び設備

○民間事業者において準備した。

1. オフィスでの作業

パソコン、インターネット、ワープロソフト、表計算ソフト、作図ソフト、GISソフト、電話設備、プリンタ、コピー機、シュレッダー、資料等保管庫等

2. 現地調査

GPS受信器、地図、測量用赤白ポール、ペグ、PPロープ、巻尺、スタンドバッグ、フレコンバッグ、ビニール袋、市町村指定ゴミ袋、ニューストンネット、台はかり、電子てんびん、ばねばかり、カウンター、プラケース、バケツ、電卓、デジタルカメラ、看板、野帳、筆記用具、調査マニュアル、電池他現地調査に必要な器具等

○施設

民間事業者事務室一角

(注記事項)

○事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

○平成25年度までの事業では、目標設定は行っていない。

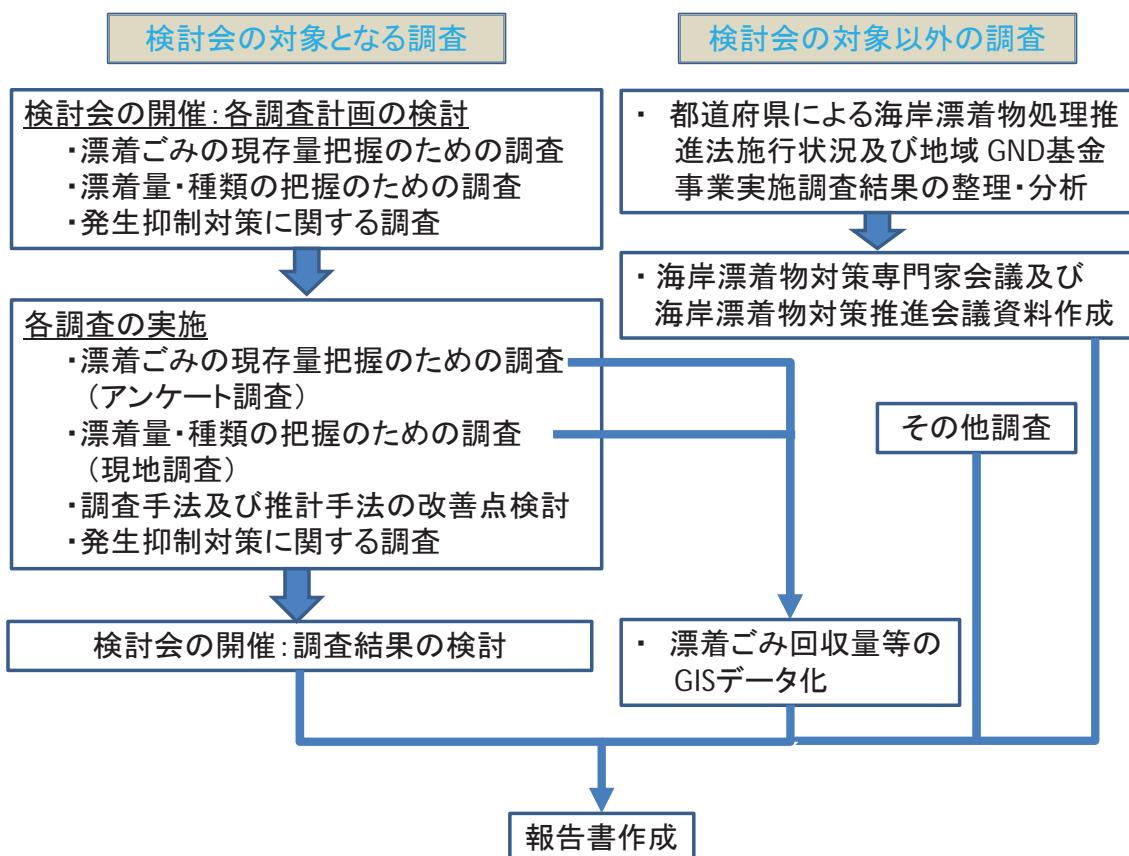
5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

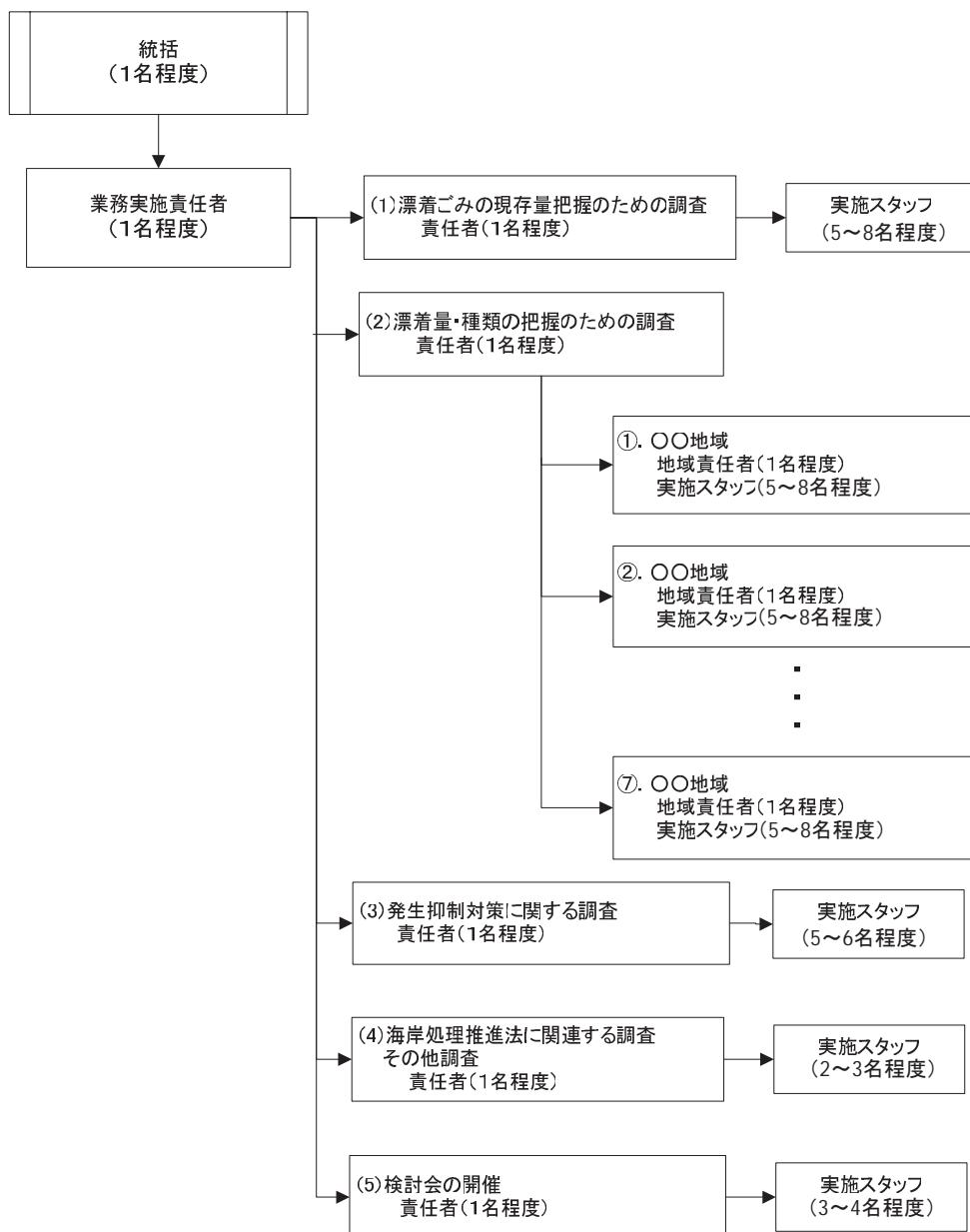
- 1.業務フロー図については別添のとおりです。
- 2.従来業務を実施してきた体制図は別添のとおりです。

(注記事項)

業務フロー図



体制図



従来の実施状況に関する情報の開示

別紙5

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	22,643	19,335	16,865
事業費	11,065	6,433	8,262
再委託費	8,562	3,232	5,130
一般管理費	9,130	5,000	5,743
消費税	2,570	1,700	1,800
合計	53,970	35,700	37,800

(注記事項)

- 各費目の内容は以下のとおりです。(※1)

請負費:

H23年度: 平成23年度漂着ごみ状況把握調査業務(22,050千円)
検討会回数…3

平成23年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明・流出状況分析調査業務(31,920千円)
(※2)
検討会回数…2

H24年度: 平成24年度漂着ごみ状況把握調査業務(20,475万円)
検討会回数…2

平成24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務(15,225千円)
検討会回数…2

H25年度: 平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務(37,800千円)(※3)
検討会回数…3

(※1) 各業務の詳細な仕様や、報告書等提出物については、
環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室で閲覧できる。

(※2) H23漂流・漂着・海底ごみ原因究明・流出状況分析調査業務には
平成24年度業務にはない、東日本大震災に係る業務が含まれる。

(※3) 平成25年度漂着ごみ対策総合検討業務には、
平成24年度漂着ごみ状況把握調査業務、
平成24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務を合わせた業務及び、
海岸漂着物地域対策推進事業の実施状況調査等が含まれる。

環境省の組織

(平成24年度末)

(定員)
環境省定員
2,010人

